

## 8 「一時保護児童への支援体制の強化」

### (目指す方向性)

- 一時保護需要を充足する体制を構築します。
- 適切なケアに必要な人員体制を強化します。
- 一時保護所における児童の権利保護を推進します。

### 現状・これまでの取組

#### 1 一時保護需要に応える環境整備の推進

##### (1) 一時保護需要を充足する体制の構築

- 都内8か所の一時保護所において、空き状況や地域性等を考慮し調整を図りながら、都全域の児童の受入れを実施しています。また、児童の状況や、虐待の影響等への専門的なケアの必要性の程度に応じて、里親、児童福祉施設、医療機関等に一時保護委託も実施しています。

乳幼児に関しては、都内の乳児院で受け入れており、きめ細かなアセスメントや支援を行っています。

#### 2 個別的支援が必要な児童をケアするための人員体制

##### (1) 適切なケアに必要な人員体制

- 都一時保護所については、一時保護を必要とする児童が毎年2,100人を超えて高止まりの状況となっています。
- 「トー横キッズ」の一時的な受入れなど、大都市特有の課題が顕在化しています。
- これまで、都は、児童の安全と安心を保障し、高い入所率や児童の頻繁な入退所等に対応するため、国が定める「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」よりも手厚く人員を配置しています。

### 3 児童の権利を守るための取組の充実

#### (1) 一時保護所における児童の権利保護

##### ① 子供の権利擁護

- 児童の権利を守り、一時保護所の生活の質を向上するため、外部評価を受審しているほか、第三者委員による保護児童の意見を聴く取組も実施しています。
- さらに、令和6年度、意見表明等支援員による一時保護児童の意見表明の支援を試行開始しています。

##### ② 子供の学習・通学

- 一時保護所に、教員免許を有する学習指導員を配置しているほか、家庭教師の派遣、タブレットによる習熟度に応じた個別学習の充実などを実施しています。
- 必要に応じて、在籍校とも連携を図りながら、学校行事等への参加を支援しています。
- 高校生など、通学可能な児童は、単独通学を実施しています。

##### ③ 家庭的環境づくり

- 都ではユニット環境のある一時保護所は1か所あり、居室が個室となっている保護所は2か所あります。

## 課題と取組の方向性

### 1 一時保護需要に応える環境整備の推進

#### <課題1> 高まる保護需要への的確な対応

- 虐待の相談件数は過去5年間で1.6倍に、また、警察による身柄通告数は年間1,300件を超えて推移しており、一時保護所では入所定員数を超過して受入れを行っている状況となっています。
- 受入児童の権利擁護の観点から、その置かれている環境その他の事情を勘案しながら、地域での生活の保障や、在籍校への通学に配慮した一時保護体制の整備が必要です。
- また、困難なケースが増加する中、施設への入所調整や里親とのマッチングに時間がかかるなどを理由に、長期の一時保護が発生してしまっています。
- 乳児院においては、職員配置の少ない夜間・早朝などにも緊急を要する乳児の一時保護委託の受入れを行っています。

#### (取組1-1) 都児童相談所の一時保護需要を踏まえた体制の整備

- 将来的な一時保護需要を踏まえ、必要な定員が確保できるよう、新たな一時保護所の整備を実施し、入所定員数を拡充します。
- あわせて、児童養護施設や乳児院、里親、民間一時保護施設等も活用するとともに、区児童相談所とも連携を図りながら、都内全体の一時保護需要に対応します。
- さらに、一時保護所の定員超過を解消するため、児童養護施設において、一時保護委託の体制構築に向けた支援を実施します。

(参考) 東京都一時保護所の需要推計

単位：人

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	～	R15
①需要推計総数	488	534	580	624	668	663		648
②入所定員							～	
上段：都区合計	431	441	523	523	547	577		641
下段：都児相	(250)	(250)	(296)	(296)	(320)	(350)		(414)
③差(不足分) (①-②)	(▲57)	(▲93)	(▲57)	(▲101)	(▲121)	(▲86)		(▲7)

※②入所定員は現時点の想定案のため変動可能性あり

(取組 1-2) 「1 児童相談所 1 保護所」の整備

- 子供の地域との繋がりやの保障、相談部門と保護部門の連携強化の観点から「1 児童相談所 1 保護所」を方針として整備を進めます。

(取組 1-3) 施設等への入所調整の仕組みの構築

- 施設入所にかかる調整期間の短縮化を図るため、施設等への入所調整の仕組みを構築します。

2 個別的支援が必要な児童により手厚いケアを行うための人員体制の強化

<課題 2> ケアニーズの高い児童への支援体制の強化

- ケアニーズが高く個別支援が必要な児童が増加しており、受け入れる児童の状況は一層多様化・複雑化し、適切な対応には更なる体制の強化が必要です。
- これまで一時保護所独自の職員配置基準はなく、児童養護施設の設備運営基準を準用しており、都は、児童の集団が日々入れ替わる等、保護所の特性を踏まえた手厚い独自基準を定めるよう、国に要望していました。令和6年4月、内閣府令により、初めての一時保護所の独自基準となる「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」が施行されましたが、都市部の特性を十分に反映しておらず、人員配置の基準が十分ではない状況です。<sup>13</sup>

(取組 2-1) 権利擁護、個別ケアの観点から国基準を上回る手厚い職員を配置

- 児童の権利擁護や必要な個別ケアを確保する観点から、国調査研究等において示されてきた配置基準の考え方を踏まえ、「幼児2人に対し職員は1人、学齢児3人に対し職員1人を常時配置」を方針とします。

幼児	：職員	⇒	2	：1	(常時配置)
学齢児	：職員	⇒	3	：1	(常時配置)

- ※ 常時配置とは、昼間、児童3人に対して常に職員1人（幼児の場合は児童2人に対して常に職員1人）を配置するという、児童の個別ケアに着目した新たな考え方になります。

<sup>13</sup> 厚生労働省 令和4年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業「一時保護所の設備・運営基準策定のための調査研究」

(取組 2-2) 夜間帯、身柄付通告対応に係る適切な職員配置

- 夜間帯においても、国の一時保護施設の設備及び運営に関する基準で示されている2人以上を配置するとともに、開庁時間以外の時間における通告に係る対応を行う職員を、別途、配置します。

(取組 2-3) 心理的ケアが必要な児童に対する専門的支援の強化

- 虐待などによる心の傷つき、発達障害や愛着形成上の課題、PTSD等を抱える児童も多いことから、一時保護所における心理職の数は、児童おおむね10人につき1人以上を配置します。

(取組 2-4) 手厚い人員配置に向けた人材確保策の充実

- また、手厚い人員配置を実現するために、採用・リクルートの強化を図るなど、人材確保策を充実します。

(参考)「幼児2人に対し職員は1人、学齢児3人に対し職員は1人を常時配置」した場合の東京都一時保護所での職員増員計画

※立川、練馬、八王子は一時保護所のみの新設 単位：人

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12以降R18まで	合計
新設			大田児童相談所(仮称) 立川一時保護所 ※		練馬一時保護所 ※	町田児童相談所(仮称) 一時保護所付設	西多摩児童相談所(仮称)、 八王子一時保護所※、目黒区に 設置する新たな児童相談所	
保護所 職員数	169	169	192	212	238	277	497	
増員数			+23	+20	+26	+39	+220	+328

※ 増員数は現在の想定であり、毎年度必要な増員数は変動する可能性がある

<課題 3> 児童の権利擁護に係る環境整備

- 国の一時保護ガイドラインでは、「外出、通学、通信、面会に関する制限は、子どもの安全の確保が図られ、かつ一時保護の目的が達成できる範囲で必要最小限とする。」とされています。子供の安全や福祉を守るためのルールについては、児童に分かりやすく説明するよう取り組んでいます。一人ひとりの事情や要望に配慮した対応ができるよう更なる権利擁護の推進が必要です。
- 通学支援に関しては、虐待等の児童の状況や通学距離等を考慮し、「一時保護所通学マニュアル」に基づき、実施しています。通学が可能な場合でもその対応に必要な職員体制を確保することが困難な状況です。

- 家庭的な環境を確保する観点でのユニット化や、プライバシーへの配慮や、児童が安心して一人になれる場所を確保する観点での居室の個室化が必要です。

(取組 3-1) 一時保護所における児童の権利擁護の推進

【児童の視点に立った権利擁護の推進】

- 一時保護所では意見箱の設置や子どもアンケート、第三者委員の取組等、様々な機会を捉え、子供の声を聴きながら引き続き権利擁護を推進していきます。
- 入所する児童に対し、入所後の生活等の説明について、図やイラスト等を用いたしおり等を新たに作成し、活用します。

(取組 3-2) 児童の置かれている環境に応じた教育・学習支援の強化

【学習や通学への支援強化】

- 学習環境を一層充実するため、在籍校と緊密な連携を図るとともに、引き続き創意工夫した学習を展開します。
- 児童の希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、通学の支援を実施します。
- 通学が可能な場合、在籍校の近くの施設や里親への委託を一層促進します。
- 一時保護所からの通学を可能とするため、必要な職員体制の確保や送迎のための仕組みを構築します。

(取組 3-3) ユニット化・居室の個室化に向けた施設整備

【家庭的な環境を実現するための施設整備】

- 新設する一時保護所について、原則6人以下のユニット化及び個室化を実現します。
- 既存一時保護所についても、ユニット化・居室の個室化への手法を検討します。

**評価指標**

取組	指標名	現状	目標値
(1) 取組1-1	一時保護施設の定員数	250人 (民間委託含まない都児相の定員数) (令和6年度)	350人(見込み・民間委託は含まない都児相の定員数)
(3) 取組3-1	第三者評価を実施している一時保護施設数	全11か所(民間委託の3か所を含む) (令和6年度)	全児童相談所で実施

**主な施策****・一時保護費**

一時保護児童の日常生活に要する経費のほか、個々のニーズに応じた学習を提供できるよう外部講師を活用するなど、一時保護所の支援向上に係る経費を計上します。

**・【拡充】児童相談所における外部評価**

外部評価の実施により、一時保護所における児童の権利擁護と運営の質の向上を図るとともに、第三者による評価結果を踏まえ、一時保護所の改善実践に向けたアクション案の作成、実践、成果の取りまとめ、検証・再計画を行います。

**・【拡充】一時保護所における第三者委員の導入**

児童の権利擁護に当たり、社会性や客観性を確保するとともに、一時保護所入所児童の立場や特性に配慮した適切な対応を図るため、公平・中立的な立場にある第三者委員を設置し、入所児童から一時保護所の生活等に関する相談の受付、入所児童・児童相談所への助言等を行います。

**・【拡充】乳児院の一時保護委託受入促進事業**

乳児院において、三歳以上の幼児の一時保護委託を受け入れるための専用ユニットを設置し受入体制の充実を図ることで、一時保護委託の実施を促進します。

**・【新規】一時保護体制強化事業（再掲）**

一時保護委託児童受入促進のため、児童養護施設の空きスペースを活用して一時保護児童を受け入れる際の準備経費を支援するほか、一時保護所のユニット化に向けた改修計画の策定、通学支援、円滑な施設等への入所調整に資するシステムの構築等、一時保護体制強化に係る取組を実施します。